

諮詢実施機関：和歌山県知事

諮詢日：令和5年10月10日（諮詢（情）第21号）

答申日：令和6年5月31日（答申（情）第21号）

答申書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年4月4日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第11条第2項の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年4月28日付け和相セ子1第46号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年5月1日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件開示請求に係る公文書の開示を求めるというものである。

- 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

県が施設の責任者であるのに、県知事が犯罪を隠蔽している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第7条の規定に基づき、実施機関は、開示請求があったときは、同条各号に掲げる非開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に当該公文書を開示しなければならない。そして、個人に関する情報は、同条第2号の規定に基づく非開示情報である。さらに、条例第10条では、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定されている。
- (2) 実施機関は、審査請求人から自身の子供に関する児童記録等の開示請求を受けたが、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が条例第7条第2号に該当する非開示情報（個人に関する情報）を開示することになることから、非開示決定を行った。
- (3) 審査請求の理由に記載されたような不正は存在しない以上、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件開示請求について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、審査請求人の子供に関する児童記録

等の開示が求められている。

3 請求された公文書の存否に関する情報について

(1) 条例第 10 条について

条例第 10 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(2) 条例第 10 条の解釈について

この規定は、例えば、特定の個人の名を挙げた上で、その個人に関する情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は条例第 7 条第 2 号の非開示情報に該当するが、非開示であると答えるだけで、当該個人に関する情報の存在が明らかにされることとなるなど、開示請求された公文書の存否について回答すれば、非開示情報を開示することと等しくなる場合に適用されるものであると解される。

また、この規定は、開示請求に含まれる情報が非開示情報に該当する場合に、応答することによって生じる支障を回避しようとするためのものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、①開示請求に含まれる情報が非開示情報に該当すること、及び②開示請求された公文書が存在しているか否かを答えることによって、非開示情報を開示するのと同様の状況が生じることの 2 つの要件を備えていることが必要であると解される。

4 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分の妥当性の考え方

実施機関は、本件開示請求については、開示請求された公文書の存否を答えること自体が条例第 7 条第 2 号の非開示情報を開示することと等しくなることから、条例第 10 条に該当するとして非開示決定を行っている。そこで、本件開示請求に係る情報について、前記 3 (2) ①② の 2 要件の該当性を検討する。

(2) 要件①の該当性について

本件開示請求では、審査請求人の子供に関する児童記録等の開示が求められており、開示請求に含まれる情報（審査請求人の子供の情報）が条例第 7 条第 2 号の非開示情報（請求者以外の個人に関する情報）に該当することは明らかである。

なお、条例に定める開示請求権制度は、開示請求者が誰であるかなどの個別事情によって開示決定等の結論に影響を及ぼすものではなく、本人の子供の情

報であっても条例第7条第2号の非開示情報になる。

(3) 要件②の該当性について

本件開示請求に対して、開示請求された公文書があるという開示決定を行えば、審査請求人の子供が施設に入所していたという情報の存在を答えることになり、これはすなわち、当該子供が施設に入所していたという事実を明らかにすることに等しい結果となる。また開示請求された公文書がないという非開示決定を行えば、審査請求人の子供が施設に入所していたという情報の不存在を答えることとなり、これはすなわち、当該子供が施設に入所していた事実はないことを明らかにすることに等しい結果となる。いずれの場合にあっても、請求者以外の個人に関する情報（審査請求人の子供の情報）の存在の有無を答える結果となり、ひいては条例第7条第2号の非開示情報を開示することと同様の結果が生じることになる。

(4) 施設入所の有無といった情報は一般的に特にプライバシー性の高い情報であると考えられるところ、条例第10条は、このような情報の存否に対する応答をすることによって当該情報の有無が明らかになる事態を回避し、当該情報に関する者の利益を保護しようとするものであると考えられ、実施機関が同条を適用したことに、不合理な点はない。

(5) 本件処分の妥当性の判断について

以上から、実施機関が条例第10条を適用して行った本件処分は妥当である。

5 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」とおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和5年10月10日	○諮問（実施機関）
令和6年1月16日	○審議
令和6年2月16日	○審議
令和6年3月14日	○審議
令和6年4月23日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年4月4日	県が子供を施設に収容した経緯がわかる書面及び施設で職員が子供に対して行った犯罪を放置したことを示す書面